

| 委員長 | 事務局長 | 課長 | 主務係長 : 関係係長 | 書記 |
|-----------------------|--|----|-------------|----|
| | | | | |
| 令和4年第21回委員会会議録 | | | | |
| 1 | 開催年月日 令和4年10月25日(火) | | | |
| 2 | 開閉会時刻 開会:午前10時30分 閉会:午前11時3分 | | | |
| 3 | 場 所 福岡市選挙管理委員室 | | | |
| 4 | 出席委員 稲員委員長、大石委員長職務代理者、江藤委員、石井委員 | | | |
| 5 | 事務局職員 事務局長、選挙課長、庶務係長、選挙係長 | | | |
| 6 | 傍聴者 なし | | | |
| 7 | 議 題 | | | |
| | (1) 報告事項 | | | |
| | ① 選挙人名簿から抹消する者の数について | | | |
| | ② 在外選挙人名簿登録者数について | | | |
| | ③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の 交付状況について | | | |
| | (2) その他 | | | |
| | 次回以降の委員会の開催予定日時 | | | |
| | ・令和4年11月5日(土)午前10時30分 | | | |
| | ・令和4年11月6日(日)午後5時30分 | | | |
| | ・令和4年11月21日(月)午後2時30分 | | | |
| 8 | 議事次第(○:出席委員、▲:事務局職員) | | | |
| | (1) 報告事項 | | | |
| | 報告事項について、事務局から資料の説明・報告を行った。 | | | |
| | (2) その他 | | | |
| | ・次回以降の委員会の開催日時は、資料記載のとおり決定した。 | | | |
| | 【質疑等】 | | | |
| | ○ 指定都市連合会の公職選挙法等改正に関する要望行動の報告があったが、一 部賛同しかねる項目があるため、あらためて意見を述べておきたい。まず、「衆 | | | |

| |
|--|
| <p>議院小選挙区における分割市（指定都市にあつては分割区）の解消」に関して、</p> |
| <p>今国会で衆議院小選挙区の10増10減の法改正案が成立する見通しとなっている</p> |
| <p>が、既に選挙区が分割されている中、選挙制度の抜本的な改正を行わない限り、</p> |
| <p>現状の問題は解消されない。</p> |
| <p>また、今年7月の参議院選挙の1票の格差が最大3.03倍ということで全国14</p> |
| <p>の高裁・高裁支部で16件の訴訟がされ、大阪と東京の高裁で違憲状態との判決</p> |
| <p>が出ている。これまでも格差是正が求められているにも関わらず、投票価値の</p> |
| <p>不均衡を縮小する措置がこの間に取られてこなかったことも問題である。1票</p> |
| <p>の格差の是正として、衆議院選挙も参議院選挙も比例代表を軸にした選挙制度</p> |
| <p>などに変えていかなければ、違憲状態が繰り返されるため、地方からも声を上</p> |
| <p>げていくべきである。</p> |
| <p>次に、「選挙公報の配布義務の緩和」について、全国的にすべての有権者に</p> |
| <p>選挙公報を届けることを考えるべきであり、緩和ではなく、むしろ強化をすべ</p> |
| <p>きである。意見として述べておく。</p> |
| <p>○ 今回の国や国会議員への法改正要望書に対する回答はどのような形であるの</p> |
| <p>か。</p> |
| <p>▲ 回答は特にない。ただ、これまで要望してきた事項で、いくつか実現されて</p> |
| <p>いるものもあり、要望事項の検討は行われているものと考えている。</p> |
| <p>○ 要望書はどのようにして作られるのか。</p> |
| <p>▲ 2年に一度、国や国会議員に対して要望を行っており、今年度は要望行動の</p> |
| <p>年となる。今回の要望書は昨年度、指定都市連合会の課長・係長研究会議、</p> |
| <p>事務局長会議、委員長会議、通常会議と段階を経て、議論・決定した上で、作</p> |
| <p>成したものである。また、要望事項として挙げるには、指定都市の全会一致の</p> |
| <p>合意が必要となる。</p> |